

平成 28 年度 第 5 回
長野市住宅対策審議会議事録要旨

日時：平成 28 年 12 月 22 日
午後 2 時 00 分から午後 4 時 00 分

場所：第一庁舎 第二委員会室

長野市建設部住宅課

長野市住宅対策審議会委員

金井	隆子	(社会福祉法人 長野市社会福祉協議会 常務理事)
高木	正雄	(長野商工会議所 常議員 総務副委員長)
浅野	良晴	(信州大学工学部建築学科 教授)
市川	昇	(一般社団法人 長野県宅地建物取引業協会長野支部 支部長)
酒井	良子	(一般社団法人 長野県建築士会長野支部 女性建築士委員)
牧	宏友	(長野地方事務所 建築課長)
渡辺	由紀	(市営住宅 入居者)
小早川	津由子	(市営住宅 入居者)
金子	善美	(社会福祉法人 ながのコロニー 総務部長)
徳竹	弘子	(長野市地域女性ネットワーク 会員)
西澤	哲	(公 募)
宮下	正治	(公 募)
柳澤	征人	(公 募)

(敬称略)

平成28年度第5回長野市住宅対策審議会議事録要旨

日時：平成28年12月22日 午後2時00分から午後4時00分まで

場所：第一庁舎7階 第二委員会室

事務局

只今より、平成28年度第5回住宅対策審議会を開催いたします。

本日の司会進行をつとめます、住宅課課長補佐の武井でございます。よろしくお願いいたします。

本日は、お手元の次第に従い進めさせていただき、終了を午後4時頃の予定としております。

また、次第にもありますとおり、審議会の後半で、意見交換会の開催を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

なお、本審議会の開催にあたりましては、「長野市執行機関の附属機関の設置等に関する条例」第6条第2項の規定により、「委員の半数以上が出席しなければ開催できない」となっておりますが、本日は11名の委員が出席しておりますので会議は成立いたします。

本日、渡辺委員、宮下委員からは都合により欠席とのご連絡をいただいております

また、「審議会等の会議の公開に関する指針」により、原則公開とし、会議結果の概要につきましても、市のホームページ等にて市民に開示することとなっておりますので、あらかじめご了承をお願いいたします。

それでは審議会開会にあたりまして、八町課長よりご挨拶を申し上げます。

八町課長

【八町課長あいさつ】

事務局

それでは、「3 審議」について、進めさせていただきます。

「長野市執行機関の附属機関の設置等に関する条例」第6条第1項の規定により、「会長が、会議の議長となる。」となっておりますので、浅野会長に、議事の進行をお願いいたします。それでは、浅野会長よろしくお願いいたします。

浅野会長

本日は、お忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。

それでは、議事に入ります前に、本日の会議についての議事録を確認していただく委員を決めたいと思います。

名簿の順番に今回は、金子委員と西澤委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

【了承】

では、よろしくお願いいたします。

それでは、審議に入ります。円滑に会議が進行できますよう、皆様のご協力をお願いいたします。

「(1) 若者向け住宅、特定公共賃貸住宅の入居要件等の見直し」について、進

めてまいります。

本日は、諮問案件についての答申（案）を、事務局でまとめられたようですので、これについて審議を進めることとします。

それでは、事務局から、これまでの審議経過を含め、答申（案）の説明をお願いします。

事務局 【事務局説明 （1）若者向け住宅、特定公共賃貸住宅の入居要件等の見直し】

浅野会長 ありがとうございます。それでは、ご意見、ご質問等をお願いしたいと思います。

柳澤委員 基本的に良いと思いますが、地域振興や地域おこしといった同じ目的に対して、制度が二つあるという解釈で良いですか。

浅野会長 若者向け住宅と特定公共賃貸住宅の二つの制度ということですか。

柳澤委員 そうです。さらに若者向け住宅に関しては、名称も変えるとなると混乱するのではないのでしょうか。

事務局 中山間地には、住宅課が所管する住宅で若者向け住宅と特定公共賃貸住宅のほか一般的な公営住宅があります。それぞれ制度が異なりますが、公営住宅に関しては法律で要件等が定められているため、緩和が難しいです。それに比べ若者向け住宅と特定公共賃貸住宅は、市の裁量で要件等の緩和が可能です。

若者向け住宅と特定公共賃貸住宅では、設置された目的が異なります。若者向け住宅は住宅に困窮する特に若者を対象とした住宅で、特定公共賃貸住宅は中堅所得者を対象とした住宅です。現在どちらも空家が多いという共通の課題があり、緩和の内容は似てしまいましたが、それぞれの入居要件は異なります。

浅野会長 住宅の規模も異なっていたと思います。特定公共賃貸住宅は、子供がいる家族向けで、それと比べて若者向け住宅は、規模が小さいので、同じ制度の住宅として扱うことはできないと思います。それぞれ違う制度がある中で、同時に緩和することになったのだと思います。

いかがでしょうか。皆様からのご意見等、十分お聞きできたように思いますが。

それでは、ただいまの質疑、応答を踏まえ、委員の皆様には、この答申内容について、ご異議はないということで、よろしいでしょうか。

【承諾】

浅野会長 では、本審議会の諮問案件であります、「若者向け住宅、特定公共賃貸住宅の入居要件等の見直し」については、この本文をもって、答申することと決定いたし

ます。

続いて、答申の方法について、事務局から説明してください。

事務局

答申につきましては、来年1月に、浅野会長から市長へ答申していただきたいと考えております。

日程などの詳細につきましては、後日、浅野会長と調整させていただきます。

また、委員の皆様には、答申後、あらためて報告させていただきたいと考えております。

浅野会長

わかりました。このことにつきまして、何かご意見はありますか。

【意見なし】

浅野会長

それでは、答申の方法につきましては、私（会長）と事務局に一任させていただくことといたします。

次に、「(2) 長野市第三次住宅マスタープラン策定について」となります。それでは、「ア 住まいに関する市民アンケート調査報告書」について、事務局から説明をお願いします。

事務局

【事務局説明 ア 住まいに関する市民アンケート調査報告書】

浅野会長

ありがとうございました。それでは、ご意見、ご質問等をお願いしたいと思います。

【質疑等なし】

浅野会長

それでは、審議事項は以上のようなので、これをもちまして、本日の審議を終了し、議長をおります。

事務局

ありがとうございました。

それでは意見交換会となりますが、準備のため、午後3時まで休憩といたします。

【休憩】

事務局

それでは、再開いたします。

これまでも、こちらからの説明に対してご意見等いただいたわけですが、今回は二つのグループに分けて、委員の皆様に住宅に関する率直なご意見をいただきたいと思います。

進行につきましては、長野市第三次住宅マスタープラン策定支援業務の受託者であります「東日本総合計画株式会社 地理情報本部 計画情報課 課長 喜渡

真理子さん」に、意見交換会の進行をお願いいたします。

それでは、喜渡課長よろしくをお願いいたします。

喜渡課長

【東日本総合計画(株) 喜渡課長の進行 4 意見交換会】

事務局

今年は5回の住宅対策審議会を開催いたしました。若者向け住宅、特定公共賃貸住宅の入居要件等の見直しについては、短期間でのご審議ありがとうございました。来年は、第三次住宅マスタープランの策定について集中してご審議いただくこととなります。課題の整理をして、新たに制定するマスタープランに向けてご意見をいただきたいと思っております。

次回は、3月上旬頃を予定しております。

日程につきましては、おおよそ1ヶ月前には、委員の皆様にお伝えする予定でございます。

本日は、年末に向けお忙しいところ、ご出席いただきありがとうございました。以上をもちまして、第5回住宅対策審議会を終了いたします。

第5回住宅対策審議会議事録要旨を確認しました。

平成28年12月29日

長野市住宅対策審議会委員

氏名

金子善美

平成28年12月29日

長野市住宅対策審議会委員

氏名

西澤 哲